

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 東京ヨットクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 東京都江東区夢の島3丁目2番1号 東京夢の島マリナー]に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本国内に居住している老若男女に対して、自然の保護を十分に配慮した中で、海を利用する際のマナーの順守を徹底化させ、さらに安全航行等についての技術の向上を図りながら、楽しいヨットイング、ボートイングライフの創造に関する事業を行い、総じて海洋国日本に於けるシーマンシップの更なる向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

① スポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為、次の事業を行う。

① 特定非営利活動に掛る活動

1. 海上航走における技術・安全等に関する指導及び講習会に関する事業
2. クルージング開催事業
3. クラブレース開催事業
4. ヨットイング、ボートイングの普及、振興活動
5. 内外のヨットイング、ボートイングとの交流
6. 広報事業

② その他の事業

1. ヨットハーバー施設の管理運営事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法（以下「法」と言う）上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- ② 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人
- ③ 特別会員 この法人の目的に賛同し、かつ理事長がこの法人の活動の推進に必要と認めるマリーンスポーツの経験者など

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 脱退届の提出をしたとき
- ② 本人が死亡、または会員である団体が消滅したとき
- ③ 継続して2年以上会費を滞納したとき
- ④ 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったとき、総会の議決によりこれを除名することが出来る。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款等に違反したとき
- ② この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行ったとき

(抛出品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 8人以上 30人以内

(2)監事 1人以上 2人以内

2. 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任とする。

2. 理事長、副理事長は、理事の互選とする

3. 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれる事になってはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねる事は出来ない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

①理事の業務執行の状況を監視すること

②この法人の財産の状況を監視すること

③前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正行為、法令又は定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること

④前号の報告をするため必要ある場合には、総会を招集すること

⑤理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ①心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- ②職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。

- 2.役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る
- 3.前2項に関し必要な事項(役員のうち報酬を受ける者の選定及び報酬の額、支払い可能な費用項目と限度など)は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2.職員は、理事長が任命する。

第 5 章 総会

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の項目について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び収支予算並びにその変更
- ⑤ 事業報告 及び収支決算
- ⑥ 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- ⑦ 入会金及び会費の額
- ⑧ 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ)

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

⑨ 事務局の組織及び運営

⑩ その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次の号の一に該当する場合に開催する。

① 理事長が必要と認め招集を請求した時

② 正会員の総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時

③ 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事が目的事項を記載した文書をもって請求した時

(召集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定する者のほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決数は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席出来ない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。

3. 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 項及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の必要事項を記載した議事録を作成しなければならない。

①日時及び場所

②正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)

③審議事項

④議事経過の概要及び議決の結果

⑤議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(議決事項)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

①総会に付議すべき事項

②総会の議決した事項の執行に関する事項

③その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号に一に該当する場合に開催する

①理事長が必要と認めるとき

②理事総数の 3 分の 1 以上から 会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があつたとき

③第 15 条第 4 項第 5 号により、監事からの請求があつたとき

(召集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2.理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 15 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3.理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2.理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2.やむを得ない理由のため理事会に出席出来ない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することが出来る。

3.前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4.理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の必要事項を記載した議事録を作成しなければならない。

①日時及び場所

②理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記する)

③審議事項

④議事の経過の概要及び 議決の結果

⑤議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

①設立当初の財産目録に記載された資産

②入会金及び会費

③各種の寄付金品

④財産から生じる収入

⑤事業に伴う収入

⑥その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は 理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
ない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することが出来る。

2.前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第 44 条 .予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることが出来る。

2.予備費を使用するときには、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、暫定予算の追加又は更生をすることが出来る。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2.決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨時の処置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない

第 8 章 定款の変更及び解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による

議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- ①主たる事務所および従たる事務所の所在地(所轄庁の変更をとみなさないもの)
- ②資産に関する事項
- ③公告の方法

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ①総会の決議
- ②目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③正会員の欠乏
- ④合併
- ⑤破産
- ⑥所轄庁による設立の認証の取り消し

2.前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3.第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証をえなければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、東京都に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

以上